決　議

平成二十三年三月十一日の東日本大震災、平成二十六年八月豪雨による広島・丹波での土砂災害、さらには平成二十七年九月関東・東北豪雨による鬼怒川での大水害など、近年全国で頻発する自然災害をみると、防災・減災対策の必要性を改めて強く認識している。

我が国を襲う自然災害は甚大化しており、人命はもとより社会経済活動にも大きな影響を与えることから、全国知事会からも、人命・財産を守るための社会資本整備の推進について提案・要望が行われているところである。

とりわけ、近い将来確実に起こるとされている南海トラフ地震及びこれに伴う津波、さらには集中化、局地化する豪雨等の災害に対し、各自治体においては、迅速確実な情報伝達や避難路、避難場所の整備、避難訓練の実施など、人命保護を最優先とした「減災」対策に積極的に取り組んでいるところであるが、

（一）安全な場所に避難できない

・南海トラフ特措法の「特別強化地域」など、津波到達までの時間が短いエリ

アや、液状化により堤防等の機能が失われ、地震直後から浸水するゼロメー

トル地帯など、津波等による浸水危険度が高く、避難が困難となるエリア

（二）復旧・復興に大きな支障となる

・ゼロメートル地帯や広域の地盤沈降地帯で、浸水が長期間に及ぶエリア

（三）地域の復旧・復興、ひいては日本全体の経済活動に大きな支障となる

・甚大な被害を受ける地域の中核都市エリア

といった地域においては、人命を守り、被害を最小化するための河川・海岸堤防等の整備・補強など、最低限必要な施設整備を緊急かつ重点的に進めることが不可欠である。

このことから、昨年、東海から九州までの十八団体で「南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進大会」を開催し、防災・減災対策の推進について関係各省庁に対し提言活動を行ったところであるが、今年度は更に、全国防災対策事業制度が、来年度には、緊急防災・減災事業制度が終了するなど、今後の対策推進への影響が懸念されるところである。

よって、ここに「南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進大会」を開催し、その総意に基づき国及び政府に対し、平成二十七年度補正予算及び平成二十八年度当初予算編成にあたり、以下の事項について緊急提言する。

一、国民の生命と財産を守り、また日本の社会経済を支えるストック効果の最大化を図るよう、社会資本整備予算の総枠の確保、とりわけ「特別強化地域」など短時間で津波が襲来する沿岸域や、ゼロメートル地帯など、リスクの高い地域における緊急性の高い対策に集中投資し、強靭化を加速できるよう、防災・減災に資する予算の総枠を確保すること。

一、日本の社会経済の強靭化に向け、河川・海岸堤防等の整備や耐震・液状化対策、ねばり強い構造への改良など、最低限必要な対策を短期集中的に推進するため、総枠の確保に向けた新たな財政支援制度を創設するなど、支援措置を講じること。

一、各地域の実情に応じて対策が促進されるよう、緊急防災・減災事業債の要件の緩和や恒久化など、地方財政に十分配慮した措置を講じること。

右、決議する。

平成二十七年十一月二七日

南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進実行委員会

南海トラフ地震等に対する

緊急防災対策促進に係る提言

南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進実行委員会

（東海）静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市、

名古屋港管理組合、四日市港管理組合

愛知県商工会議所連合会、中部経済連合会、中部経済同友会

（近畿）大阪府、兵庫県、和歌山県、大阪市、神戸市

　　　　関西経済連合会、大阪商工会議所、関西経済同友会

（四国）徳島県、香川県、愛媛県、高知県

（九州）宮崎県